

「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」について

1 パブリックコメントの実施概要及び結果

（１）公表資料

「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」（案）

（２）意見募集期間

令和４年１２月５日から令和５年１月６日まで

（３）意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和４年１２月１１日号
- ・区ホームページ 令和４年１２月１１日から令和４年１月６日まで

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区ホームページ
- ・区民情報コーナー
- ・すみだ教育研究所窓口

（４）意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール又は持参

（５）意見提出先

墨田区教育委員会事務局すみだ教育研究所

（６）意見募集の結果

意見者数：１人、意見数：４件

2 パブリックコメントの意見等の概要と区の考え方

NO.	意見等の概要	区の考え方
1	国の教育振興基本計画及び東京都が作成した教育振興基本計画（＝東京都教育ビジョン（第４次））との関係を図示すると良いでしょう。	国や東京都の計画と本指針の関係を図表に記載させていただきます。
2	ＩＣＴを活用した教育に関して、タブレットの特性を活かした好事例を学校間で共有できると良いでしょう。 そして、各校教職員の取組みを教育委員会がサポートする姿勢を示してはいかがでしょうか。	研修の場等を活用し、学校の好事例を共有するなど効果的な方策の推進に努めます。

3	民間等と連携した教育活動の実施はよい取り組みだと思います。 具体的な例示があると良いと思います。	教育活動の実施にあたって民間等と連携し、その知見や効果的な教材等を活用して、教育活動に活かしていきたいと考えております。
4	区内の開発事業で埋蔵文化財が発掘された場合は、身近な生きた教材を学ぶ絶好の機会です。現場見学あるいは遺構や出土品の説明などの学習の機会として活用することを追記してはいかがでしょうか。	すみだ郷土文化資料館等で埋蔵文化財の展示を行うなど、郷土文化を守り育てる教育の充実に努めます。